

改正

平成18年 3 月30日要綱第 9 号

平成18年 9 月20日要綱第42号

平成21年 3 月25日要綱第 3 号

平成21年10月30日要綱第37号

平成22年 6 月28日要綱第17号

平成23年 3 月30日要綱第 7 号

平成26年12月26日要綱第32号

平成28年 3 月29日要綱第29号

佐用町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢の重度障害者に係る医療費の一部を助成することにより、重度障害者の負担を軽減し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢重度障害者 佐用町の区域内に住所を有する65歳以上の者で、次の各号いずれかに該当するものをいう。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号に定める障害の程度が 1 級又は 2 級に該当する者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第 6 条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により重度知的障害者（児）と判定された者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第 6 条に定める障害程度が 1 級に該当し精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「高齢重度精神障害者」という。）

(2) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第 3 項に規定する保険医療機

関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他のものをいう。

- (3) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定による療養、保険外併用療養費に係る療養（以下「療養」という。）のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年の前年（療養のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0円を下回る場合には、0円とする。）の合計金額が800,000円以下である者をいう。
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金 高齢者医療の療養に要する費用の額から法の規定により後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が負担すべき額（広域連合の条例、規則等により法に規定する後期高齢者医療給付と併せて当該療養の給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（法以外の法令の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において療養に関する給付がされない場合に限る。）をいう。

（助成対象者）

第3条 この事業の助成の対象となる者は、高齢重度障害者で、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 高齢重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに高齢重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその高齢重度障害者の生計を維持する者について療養のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が235,000円未満であること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この事業の助成の対象

とすることができるものとする。

(助成する範囲)

第4条 高齢重度障害者の疾病（高齢重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について法の規定による療養に対する給付又は支給が行われた場合において、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金に相当する額から、次の額を控除した額を高齢重度障害者医療費として支給する。

(1) 入院以外の療養である場合

保険医療機関ごとに1日につき600円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

(2) 入院療養である場合

当該療養につき次のアからウの額に100分の10を乗じて得た額（保険医療機関等で連続して3月以上入院した場合を除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

ア 法第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額

イ 法第76条第2項第1号の当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

ウ 法第77条第3項に規定する「当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額」

(3) 第1号及び第2号に定める額は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金の額を超えることができない。

(4) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第1号及び第2号の適用について、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

(5) 第1号及び第2号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

(申請)

第5条 前条の医療費の助成を受けようとする者は、町長に高齢重度障害者医療費受給者証交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(決定)

第6条 町長は、前条の申請があった場合は、申請の内容について審査を行い、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めるときは、高齢重度障害者医療費受給者証（様式第2号）を交付しなければならない。

（却下）

第7条 町長は、第5条による申請の内容を審査の結果、要件を欠くため却下する場合においては、高齢重度障害者医療費受給者証交付申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前的高齢重度心身障害者特別医療費助成事業実施要綱（昭和58年佐用町要綱第3号）、高齢重度心身障害者特別医療費助成事業実施要綱（昭和58年上月町要綱第8号）、高齢重度心身障害者特別医療費助成事業実施要綱（昭和59年南光町要綱第1号）又は三日月町高齢重度心身障害者特別医療費助成事業実施要綱（昭和58年三日月町要綱2月1日）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月30日要綱第9号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する第2条第1項第3号の規定については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月20日要綱第42号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療の給付に関する「定義」及び「助成する範囲」については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月25日要綱第3号）

(施行期日)

- 1 この要綱中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に受けた療養に係る高齢重度障害者医療費の支給については、なお従前の例による。

(助成の特例)

- 3 平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間については、平成21年7月1日改正前の助成対象者の要件を備える者（改正後の佐用町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱第2条第1項の要件を満たす者を除く。）を対象（特別の理由があると認める者を含む。）とする。ただし、助成の範囲及び額は、高齢重度障害者の疾病（高齢重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金から次に掲げる額を控除した額とする。

(1) 入院以外の療養である場合

保健医療機関等ごとに1日につき900円。ただし、同一の月に同一の保健医療機関等においては2回を限度とする。

(2) 入院療養である場合

当該療養につき次のアからウの額に100分の10を乗じて得た額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,600円を限度とする。

ア 法第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額

イ 法第76条第2項第1号の規定する「当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）」

ウ 法第77条第3項に規定する「当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額」

- (3) 第1号及び第2号に定める額は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金を越えることができない。

- (4) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、第1号及び第2号の適用について、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

- (5) 第1号及び第2号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

附 則（平成21年10月30日要綱第37号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前になされた医療の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月28日要綱第17号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前になされた医療の給付に関する助成対象者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月30日要綱第7号）

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日要綱第32号）

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日要綱第29号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）